

## 第37回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年5月26日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 百々英夫

3番 永洞忠志

4番 穴吹 栄

5番 白川俊明

6番 新井功仁恵

7番 橋場和幸

8番 嗟峨弘巳

10番 白川英之

11番 谷口正明

12番 堀金澄恵

13番 梅原順一

4 出席職員 3名

事務局長 箱石雄彦

農政係長 酒井美和子

農地係長 中田昌浩

## 5 議 事

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 総会成立報告   |
| 日程第 2  |         | 開会   |
| 日程第 3  |         | 議事録署名委員の指名                                     |
| 日程第 4  |         | 会期の決定  |
| 日程第 5  |         | 会務報告   |
| 日程第 6  | 報告第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約について                        |
| 日程第 7  | 報告第 2 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）<br>による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 8  | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について                                   |
| 日程第 9  | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                         |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について                         |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積計画作成要請について                              |
| 日程第 12 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議に<br>ついて                 |
| 日程第 13 |         | 次回総会日程（予定）について                                 |

事務局 長

第37回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員11名のところ11名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

スラリー散布等も終わり、牛の放牧についてもだいたいの方が済ませているのではないかと思います。今日は第37回総会に全委員の出席をいただき大変ありがとうございます。

今月は農地部会による現地調査や委員のよる調査が多く実施されたということで、携わった委員の方々は大変御苦労さまでした。

また、5月22日には担い手総合育成支援協議会の臨時総会が開催され、規約等の改正とこれから始まる事業の内容について説明がありました。前回総会でも若干お話をしたと思いますけれども、単年度事業で酪農経営体生産向上緊急対策事業、俗に言う楽酪事業でございますけれども、全体予算が60億円と大変少なく、対象機械については搾乳ロボットを初めとした酪農機械が対象で、国の補助の上限は1戸あたり3,000万円、最大で6,000万円ということです。酪農機械の導入、更新を考えている方については色々と御相談をして利用を考えてみてはいかがかなと思っております。

また、来月13日には、先ほど案内が回っているかと思っておりますけれども、年金協議会主催のパークゴルフ大会が茶内第三のパークゴルフ場で開催予定になっております。各委員におかれましては都合を合わせていただき、多数の参加をしていただきたいと思いますのでございます。

今回は報告2件、附議案件5件と大変多く提案しておりますので、スムーズな審議をお願いいたしまして開会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、7番 橋場委員、8番 嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
各 委 員	(なしの声)
議 長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。
事 務 局 長	<p>日程第 6 報告第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p> <p>報告第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農地法第 1 8 条第 1 項及び第 2 項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より 6 ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」と規定されており、同条第 6 項の規定では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」とされております。</p> <p>本案は、1 件の合意解約に係る報告でございますが、整理番号 1 は、野付郡別海町別海〇〇〇-〇、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇より農地保有合理化事業により賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は熊牛東 1 線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。土地の詳細につきましては、議案書 3 ページ及び議案関係資料 1 ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。</p>

以上、本人からの届出に基づき、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第2号農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあつせんの申出に伴う1件の調整報告であります。整理番号1は、釧路市白樺台3丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇氏より平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで所有権移転によるあつせんの申出があったもので、対象地は茶内西12線〇〇〇番〇ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。現地調査につきましては〇月〇〇日に、農地部会の方々に

より実施し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円となり、〇,〇〇〇万円を超えておりますので、このあとの議案第5号により買入協議による要請を行うこととなりました。土地の詳細につきましては、議案書6ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第2号の質疑を行います。本案については、〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第8 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し

上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は3件の現況証明願でございますが、浜農委29-4号の願い出人は、円朱別西6線〇〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は円朱別西5線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、地目変更登記に伴う現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、穴吹委員ほか2名の委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、原野化している土地であり、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委29-5号の願い出人は、円朱別西7線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は円朱別西7線〇〇番、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、地目変更登記に伴う現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、白川英之委員ほか2名の委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、一部に旧住宅が建設されており、その他は原野化しており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委29-6号の願い出人は、渡散布〇〇〇番地、〇〇〇氏、願い出地は渡散布〇〇番、〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、相続による所有権移転を目的とした地目変更登記に伴う現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、穴吹委員ほか2名の委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、一部家庭菜園として利用されておりますが、大半は未利用地であるため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員	(なしの声)
議長	特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。 はじめに、浜農委29-4号の質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委29-5号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委29-6号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。 お諮りします。 浜農委29-4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、浜農委29-4号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委29-5号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、浜農委29-5号は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委29-6号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、浜農委29-6号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転1件と賃貸借による権利の設定6件、合計7件の許可申請でございますが、整理番号1は、釧路市文苑3丁目49番〇〇号、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を浜中西2線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に売買による権利の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2と3は、姉別北2線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を近隣農家2件に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございますが、整理番号2の対象地は、姉別北2線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を姉別北3線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号3の対象地は、姉別北2線〇〇〇番〇の内ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇㎡で、この土地を姉別北2線〇〇番地、〇〇 〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号4から7は、円朱別西7線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を近隣農家3件と〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございますが、整理番号4の対象地は、円朱別西10線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西8線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号5の対象地は、円朱別西8線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、

〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西 8 線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号 6 の対象地は、円朱別西 6 線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西 6 線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものでございます。

次に、整理番号 7 の対象地は、円朱別西 3 線〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。  
まず、整理番号 1 について、1 番百々委員、お願いします。

百 々 委 員

(補足説明あるも省略)

議 長

ありがとうございました。  
次に、整理番号 2 と 3 について、1 1 番谷口委員、お願いします。

谷 口 委 員

(補足説明あるも省略)

議 長

ありがとうございました。  
次に、整理番号 4 から 7 について、1 0 番白川英之委員、お願いします。

白川(英)委員

(補足説明あるも省略)

議 長

ありがとうございました。  
それでは、これから、議案第 2 号の質疑を行います。  
まず、整理番号 1 の質疑を行います。3 番永洞委員が、浜

中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(永洞委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(永洞委員入室、着席)

次に、整理番号2から6の質疑を続けて行います。

まず、整理番号2について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号2から6を続けて採決いたします。  
お諮りします。  
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号4を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号5を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号7の質疑を行います。本案については、○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○○○委員退席、退室)

各 委 員 それでは、これから、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

議 長 (質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号7を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

(○○○○委員入室、着席)

日程第10 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されており、さらに農地法第7条では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、熊牛東5線〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大を図るため、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業を活用しバンガーサイロを整備しようとするもので、現有施設との土地効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇㎡を永久転用するものでございます。現地調査につきましては、穴吹委員ほか2名の委員により〇月〇〇日に実施し、転用はやむを得ないものとするのご判断をいただいておりますが、本案については北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第4号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各調査委員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、〇〇〇〇〇〇からの売渡1件と個人間での賃貸借2件の、合計3件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の権利を移転する者は、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇、対象地は熊牛東1線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による所有権の移転を行おうとするものでございます。

次に、整理番号2と3の利用権を設定する者は、茶内西5線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、近隣農家2軒に対し賃貸借による権利の設定をしようとするもので、整理番号2の対象地は、茶内西4線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西4線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

次に整理番号3の対象地は、茶内西5線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に利用権の設定を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計

画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては、農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから、議案第4号の質疑を行います。

まず、整理番号1の質疑を行います。本案については、〇番〇〇委員と〇番〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇〇〇委員入室、着席)

次に、整理番号2と3の質疑を行います。

まず、整理番号2について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2と3を採決いたします。

お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地利用集積円滑化団体等を含めた調整において、認定農業者または認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を

図るため、農地利用集積円滑化団体等による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地利用集積円滑化団体等が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされています。

本案につきましては1件の買入協議であります。整理番号1は、釧路市白樺台3丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで所有権移転の申出を受けておりますが、調整委員を農地部会に決定し、部会で調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農地係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、〇番〇〇〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程については、6月28日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、6月28日、水曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、6月28日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第37回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

7番 橋場 和幸

浜中町農業委員会

8番 嵯峨 弘巳

## 農地法第3条調査書

調査日：平成28年11月 8日

第37回浜中町農業委員会総会

議案第2号 整理番号1（所有権移転）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、谷口委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。				しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり適用なし。				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積（2ha）を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は賃貸人の所有地であり転貸には当たらない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 4月19日

第37回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号2 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	賃借人は個人であり適用なし。				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 4月19日

第37回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号3 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	賃借人は個人であり適用なし。				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 4月19日

第37回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号4 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	賃借人は個人であり適用なし。				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 4月19日

第37回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号5 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	賃借人は個人であり適用なし。				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない

## 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 4月19日

第37回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号6 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	賃借人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員				
	判 断 理 由				該 当
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。				しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	賃借人は個人であり適用なし。				しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。				しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。				しない
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。				しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。				しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>				しない

# 農地法第3条調査書

調査日：平成29年 4月19日

第37回浜中町農業委員会総会  
議案第2号 整理番号7 (賃借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	賃借人	(○)○○○○○○○○○○○ (○)○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	白川(英)委員、穴吹委員、嵯峨委員、橋場委員、永洞委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	賃借人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	賃借人が取得する権利は賃借権であり、かつ、法第3条第3項の要件を満たすため適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	賃借人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員5名と事務局2名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 7 回浜中町農業委員会総会

議案第 4 号 整理番号 1 (所有権移転)

設定を受 ける者	(○)○○○○○○○○○○○ (○)○ ○ ○	設定を する者	○○○○○○○ ○○○○○○○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に 適合するものと認められる。		する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕 作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてについて、効率的に利用して耕作 又は養畜の事業を行うことと認められ る。		する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に 常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号 に規定する者は除く)		—	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的 農業経営)		第 2 項第 6 号に規定する者である場合 は、地域の他の農業者との適切な役割分 担の下に継続的・安定的に農業経営を行 うと見込まれる。		—	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の 常時従事)		第 2 項第 6 号に規定する者が法人であ る場合は、その法人の業務を執行する役 員のうち 1 人以上の者がその法人の行 う耕作又は養畜の事業に常時従事す ると認められる。		する	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受 人と譲渡人の全ての同意が得られてい る。		—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を 超える同意)		5 年以内の期間を対象とする利用権の 設定・移転をする場合であって、当該土 地の共有持分(所有権)のうち所有者で ある貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。		—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 7 回浜中町農業委員会総会

議案第 4 号 整理番号 2 (賃借権設定)

設定を受 ける者	○ ○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的 農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の 常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を 超える同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—	

## 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書

第 3 7 回浜中町農業委員会総会

議案第 4 号 整理番号 3 (賃借権設定)

設定を受 ける者	○ ○ ○ ○	設定を する者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中 田 昌 浩
法第 18 条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第 3 項第 1 項 (基本構想適合)	農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する	
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する	
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第 2 項第 6 号に規定する者は除く)			する	
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的 農業経営)	第 2 項第 6 号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する	
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の 常時従事)	第 2 項第 6 号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の同意)	利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			—	
第 3 項第 4 号 (共有持分の 1/2 を 超える同意)	5 年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が 2 分の 1 を超えて得られる。			—	